

IDCJ

REGIONAL TREND

ごあいさつ	1
[トルコ] 日本からの投資動向と有望セクター	2
[ネパール] ネパール国「小学校運営改善支援プロジェクトフェーズ2」～ゴルカ大地震と緊急・復興支援、学校の災害対策	7
[タンザニア/マラウイ] 援助協調下における農業分野のモニタリング評価 制度の改善～タンザニアとマラウイの事例	13
IDCJ Hot Line マレーシアの大学への留学サポート	20
パキスタン国「自動車産業振興アドバイザー業務(Ⅱ)」	21
2015年度事業一覧	22

2016.3 No.15

目 次

ごあいさつ	(一財) 国際開発センター 理事長 竹内 正興	1
[トルコ]	日本からの投資動向と有望セクター	2
	SEK コンサルティング 代表取締役 関 仁	
[ネパール]	ネパール国「小学校運営改善支援プロジェクトフェーズ2」	7
	～ゴルカ大地震と緊急・復興支援、学校の災害対策	
	(株) 国際開発センター 研究員 鶴峯 美千子	
[タンザニア/マラウイ]	援助協調下における農業分野のモニタリング評価制度の改善	
	～タンザニアとマラウイの事例	13
	(株) 国際開発センター 研究員 赤阪 京子	
IDCJ Hot Line	マレーシアの大学への留学サポート	20
	パキスタン国「自動車産業振興アドバイザー業務 (Ⅱ)」	21
2015年度事業一覧		22

ごあいさつ

一般財団法人国際開発センター

理事長 竹内 正興

皆様には、平素よりご支援・ご協力を賜り誠に有り難うございます。

財団法人国際開発センターは、1971年に日本政府、経済界の強いご支援により、国際開発・国際協力専門の日本初のシンクタンクとして設立されました。当時、日本国内においてはまだまだ海外情報の入手が容易でなく、我が国が実効性のある援助政策を策定するためには、途上国の社会経済の現状や先進諸国・国際機関の援助政策の動向などの情報を収集・分析する海外調査が不可欠なものとなっていました。当センターは、そのような国内のニーズに応え、設立以来46年にわたり、途上国の開発・国際協力の分野で調査研究、人材養成、国際交流ならびにコンサルティングサービスを行ってまいりました。その後、国際化の進展とともに、一般的な海外情報の収集は容易になりましたが、国際開発の課題は一層複雑化・高度化しており、当センターが果たすべき社会的役割の重要性は益々高まってきていると認識しております。

当センターは、公益法人改革の流れを先取りし、2010年4月に一般財団法人として生まれ変わりました。一般財団移行後の当センターの使命は、公益性と中立性を保ちつつ積極的な事業展開を図り、国際開発における課題解決に貢献していくことにあると考えます。そのためには、内外との交流を通じた、弛まぬ知見の蓄積、状況の分析、情報の発信が必要となります。

当センターでは、諸地域の課題や各分野における重要テーマを取り上げ、本誌（リージョナルトレンド）を情報発信の一つとして、2002年より毎年発刊を続けてまいりました。本誌が皆様との交流のきっかけとなり、また、今後の国際開発・国際協力の更なる展開に向けた問題提起につながるならば幸いです。是非、この機会に本誌をご一読くださいますようお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様のご健康とご発展をお祈りいたします。

【トルコ】日本からの投資動向と有望セクター

SEK コンサルティング

代表取締役 関 仁

(前トルコ投資促進機関東京事務所所長)

1. トルコへの直接投資の推移

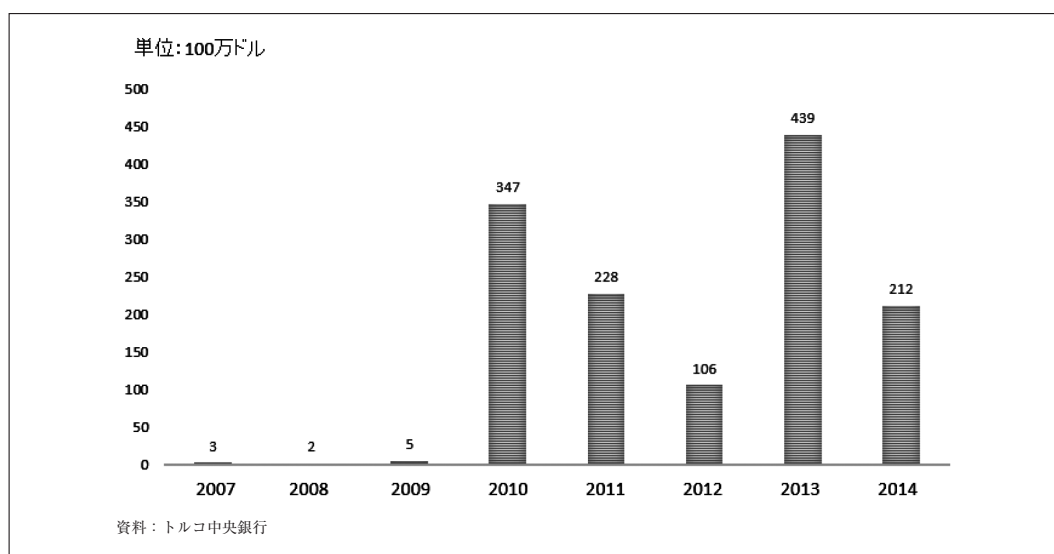
日本企業によるトルコ投資は1990年代のトヨタをはじめとする自動車関連の生産設備立ち上げによって本格化した。(アジア自動車産業研究会2006年4月13日号。)1999年に始まる経済危機によって各国からのトルコ投資は停滞期を迎えたが、この経済危機はトルコ政府の緊縮政策とIMFの支援によって克服される。2005年にはEU加盟交渉が始まり、欧米からの投資は急回復する。日本企業は本来であれば2、3年遅れで有力市場であるトルコに進出してもおかしくなかったが2008年のリーマンショックによってその機運はいったんしぼむ。潮目となったのは2010年で、この年損保ジャパンが地場のフィバ保険を買収する。翌年にはダイキン工業、資生堂、富士フィルムといった企業による買収や各社の現地法人設立が堰を切ったように始まる。この間の流れは日本からトルコへの海外直接投資の数字を見れば明らかである。

2015年6月に行われた総選挙で与党AK党の獲得議席数は同党の政権獲得後初めて総議席の過半数を割り込み、同年11月に再選挙が実施されるなど政治情勢はいったん流動化した。また、同年には過激派組織ISの台頭

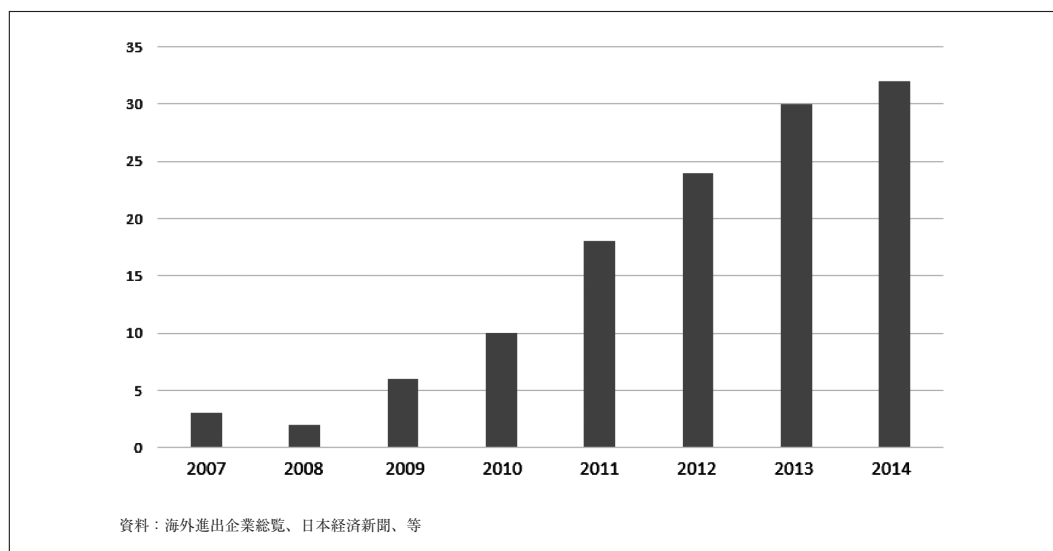
やそれにともなう難民問題などが顕在化し、地域の不透明感が増した感がある。一方で日本からの投資に関しては2015年だけでGSユアサ、ピジョン、ダイドードリンコ、三菱商事、三井物産、武田薬品など様々な分野の企業が投資を決めている。この背景には多少の不安定要素はあるものの、トルコは7,800万人の人口を抱え、人口一人当たりGDPも1万ドルを超え、財政も安定していることが十分に理解されたからであろう。トルコに拠点を持つ日本企業の数も約200社となり、7～8年前までは珍しかったトルコ投資への敷居はかなり下がってきている。

ちなみに全体で見てもトルコへの直接投資は好調であり、トルコ中央銀行のデータによると2015年の第3四半期までの海外直接投資額は前年度比32%アップの126億ドルであった。M&A市場も活況であり、デロイト社の調査によるとトルコにおける2015年全体でのM&Aの総額は前年度比44%アップの165億ドルに達した。(このうち海外企業によるものは全体の約70%。)

政治面でも日本・トルコ関係は極めて良好であり、2013年には安倍首相がトルコを二度にわたって訪問、「異例中の異例」と評されたのは記憶に新しいところである。



グラフ1: 日本からトルコへの直接投資



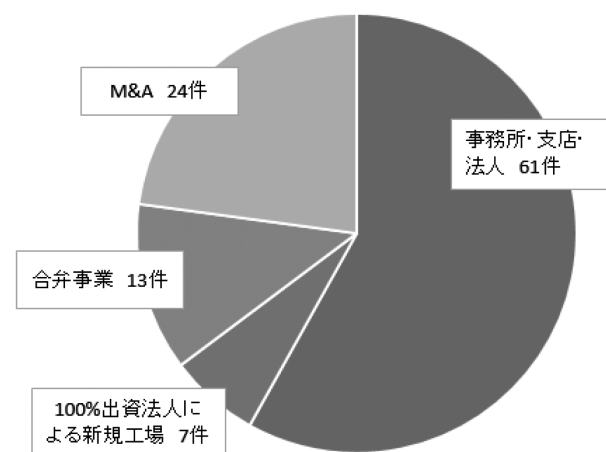
グラフ2：日本企業によるトルコ投資の件数推移（単年度ごと）

2. 日本企業によるトルコ投資の特徴

堅調なトルコ投資であるが、日本企業のアプローチについては明確なトレンドが固まりつつある。グラフ3は2011年から2015年までの間に実行された日本企業によるトルコ投資を、暫定的な現地駐在員事務所・支店・法人の設置、100%出資法人による新規工場、合併事業、M&A に分けて集計した結果である。

最大件数となる「現地駐在員事務所・支店・法人の設置」は本格的な生産等を始める前の準備段階にあるといえる。残りの三つの選択肢の中では M&A が最も多い。それぞれの選択肢の長所・短所は以下の通りである。

まずトルコの市場の特性の一つとして独自の価値観や慣習が多く残っており、製品やサービスのちょっとした優位性だけではシェアをとれない。洗練されたプル・マーケティングよりはプッシュ・マーケティング、それもトルコ人の心をとらえるような宣伝を使うのが効果的である。したがって、それぞれの業界の基本知識を持ったトルコ人スタッフの協力が欠かせない。例外があるとすれば自動車部品メーカーのように B2B の製品を扱い、かつ顧客企業数が少なくあらかじめ特定されているような場合であろう。このようなケースでは 100%出資法人による新規工場が最も有力なアプローチとなる。（トルコでは外資による 100%出資企業の設立が認められている。）また、新規工場の場合は投資インセンティブが使えることが多い。どの国でも同じだが、新規工場は新規の雇用を生むため、トルコでも a. 法人所得税の減免、b. 社員の社会保険料の政府負担、c. 規模が



資料：トルコ投資促進機関、その他

グラフ3：日本企業によるトルコ投資の形態（2011年－2015年）

大きな投資には自治体等の所有する土地の無償供与、など多くのインセンティブが用意されている。一方で新設の工業団地などではインフラの引き込み工事や人材育成にそれなりの時間がかかることが課題である。

同じ業界のトルコ企業と組む合併事業も選択肢の一つであるが、このアプローチの可否はトルコ企業の柔軟性に大きく依存している。トルコ側が大きな企業グループの一員であり、オーナー側が海外企業との取引に慣れていれば常識的な条件でまとまりやすい。一方でトルコ側オーナーが「国内派」の場合は日本側が受け入れがたい条件を出したり、条件が変わったりすることもあり、長引くことが多い。

100%出資法人による新規工場、合併事業に対し最近最も有力なアプローチとなっているのがM&Aである。M&Aの最大の利点は条件を文面で明示しながら交渉を進められ、比較的短期間のうちに結論を出せることである。

トルコ投資は初めてという企業の場合、意思決定者はあらゆるケースを想定して多くの詳細な情報を入手しようとする。しかしあまりに細かい質問に関しては明確な回答そのものが存在しない、または入手に多大のコストがかかることがある。あくまですべての詳細情報を入手しようすると投資案件全体のペースが止まってしまうのである。このためM&Aは100%出資法人による新規工場より立ち上がりまでの目算がつけやすく、実現までの足が速い。

5年前まではトルコへの投資が過熱気味で、高すぎる売値が交渉を阻害していたが、近年は売り手にも「相場感」が浸透してきたため特殊な例を除いて売値自体は常識的なレベルに落ちついてきている。さらに、日本側の会計事務所や弁護士事務所も5年前はノウハウが十分ではなかったが、これまでに相当数の案件をまとめたことにより、大手であれば日本人のスタッフが概要やトルコ固有の条件、慣行を説明できるようになってきており、これらの変化がM&Aの増加をもたらしている。

トルコにおけるM&Aのセクター別売り手の期待価格帯(EBITA倍率)

小売・消費財	x12~x17
ヘルスケア(病院、サービス)	x12~x15
エネルギー、天然資源	x10~x12
製造業	x7~x10
IT、電気通信	x7~x11

(出所:KPMG)

3. トルコの有望セクター

日本からトルコへの投資は製造業に限らずサービス、インフラなど多方面にわたっている。ここではいくつかのセクターを取り上げ、それぞれの特徴・概要をまとめてみた。

自動車:トルコではトヨタ、ホンダの日本勢に加えフォード、ルノー、フィアット、現代など多くのグローバル・メーカーが工場を持ち、2015年の総生産台数は

136万台である。エンジンは輸入に頼ることが多いが、ほとんどの部品は国内にサプライヤーがある。旗艦セクターの一つであるため新規工場の案件には手厚いインセンティブが用意されている。既存の組立工場はゲブゼ、ブルサ地域に集中しているがこれらの地域には工場に適した土地がほとんどないため、近くに土地が必要なサプライヤーは現地企業のM&Aがよさそうである。

エネルギー:経済の成長にともない電力需要も着実に伸びてきており、多くの大手トルコ企業がこの分野をターゲットにしている。石油・ガスは基本的に全量を輸入に頼り、経常収支赤字の最大要因となっているため、政府としては国内に豊富な褐炭、恵まれた風力、太陽光、地熱を生かす再生可能エネルギー、水力、原子力の開発に重点を置いている。発電と配電では民営化が進み、送電は国営公社が保持する形態となっており電力の販売は1年間の固定価格契約か1日ごとの市場での売買で決まる。日本企業としてはトルコ企業と組んで、彼らに許可や売電の契約をまとめてもらう一方、自らは資金や地熱、低カロリー炭の燃焼、水力などの技術を提供するのが有望なビジネスモデルとなる。また、新規案件ばかりでなく既存の発電所のリハビリや所有権の一部取得などの案件もあり、本格的な投資に先立ちこのような小規模案件でノウハウを取得するのもよい。

化学:トルコは世界有数の基礎化学品(ポリプロピレン、ポリスレン、等)輸入国であり、しかもその多くを原産国以外の国から輸入している。したがってこれらの基礎化学品をトルコで生産する、またそれ以降の川下のより付加価値の高い製品をトルコ国内で生産するプロジェクトが考えられる。ただし、トルコにおける基礎化学品の供給は事実上Koç財閥のTUPRAS社とアゼルバイジャンのSOCAR社傘下のPETKIM社の2社の独占である。したがって、中間製品を生産する場合はいかに原料を確保するかが課題となる。

医療:2001年に始まった高度成長によってトルコ経済は急速に発展し、高い出生率によって人口も大幅に伸びている。そこでトルコ政府は近代的な医療サービスを一気に全国各地で提供するための大規模医療施設を主要都市に建設中である。このプロジェクトは総病床数約

44,000、施設数38、総投資額約105億ドルという野心的なものである。各施設はそれぞれがBOTスキームで実施されるため「元請け」になるのは厳しいが、多様な医療サービス、医療製品に対する旺盛な需要があることは間違いない。

食品：トルコ人は若いせいもあるがよく食べる。基本的に彼らの食の好みは保守的で、1,200万人都市のイスタンブールにおいてすら日本食レストランはもとよりイタリアン、フレンチの店も極めて少ない。しかし、この保守性はどちらかというとき多様な味覚をもった外国製品を食べたことがない人がまだ多いためと思われる。したがって、外国製品に対する心理的な抵抗感の少ない菓子・スナック類などにまず最初の商機がある。また、新鮮な野菜、果物、乳製品、魚肉類の生産国なので、これらの原料を生かした食品の加工・販売事業が考えられる。ただ、トルコで生産したものを日本に輸出する場合、輸送費用が高くなりがちなので、むしろトルコ国内やEU・中東向けに輸出・販売することを想定するべきであろう。

4. トルコ投資のポイント

トルコに投資する理由としては、経済の成長性、リベラルな規制、インセンティブ、モノづくり品質、の4点があげられる。

経済の成長性：トルコの人口分布はきれいなピラミッド型をしており、これが中長期の成長を約束している。GDPの潜在成長率は4%とされており、実際に中期のGDP成長率はOECD諸国中最も高い4～5%を記録してきている。財政面を見ても財政赤字のGDP比率はわずか1%前後、政府累積債務はGDPの約四割と高成長とはうらはらの健全さを誇っている。

リベラルな規制：2003年に制定された海外直接投資法等によって、外国資本による100%出資法人の設立や不動産の取得が認められている。法人税率は20%、また防衛産業などごく一部の分野を除いてどのセクターでも外資による投資が認められている。

インセンティブ：新規の生産設備への投資であり、かつ最低限の投資額や地域指定の要件が満たされる場合、法人所得税減免、従業員の社会保険料補助、土地の無償供与などが認められる。また、生産する製品の大部分をEU域外へ輸出する場合はフリーゾーン内に拠点を設置すれば関税・VAT免除、法人所得税免除、従業員の所得税免除などのインセンティブが得られる。（トルコは1996年にEUの関税同盟に加盟している。）

モノづくりの品質：トルコ人のブルーカラーの勤勉さ、品質意識の高さは全ての現地日系企業が認めるところであり、品質を重視する製品の生産拠点としての魅力は傑出している。賃金水準はそれなりのレベルに達しているが、人口増加率が高く労働市場が慢性的に買い手市場であるため労働コストの急な上昇は起きにくい構造となっている。

一方投資に際して留意すべき点は以下のようなものである。

1対5ルール（この名称は通称）：2011年8月に始まったトルコ労働社会保障省の規制であり、（トルコ人の雇用機会を確保するために）企業で外国人を採用するには外国人1人につきトルコ人5人を雇わねばならない。ただし、一部例外規定もあり例えば駐在員事務所、支店や現地法人における最初の1人（大抵は代表者）について

日系企業A社による新規工場投資へのインセンティブの事例

1) 法人税20%→2% (総投資額の60%を減税クレジットとして、これを「使い切る」まで税率は2%に低減)
2) 土地の無償供与 (対象となる土地は地方自治体などが所有のものに限定。その他成約要件あり)
3) 社員の社会保険料補助 (10年間、最低賃金分のみが対象)

は実質的には適用を免除される。また、2人目以降についても当該ポストの業務遂行に極めて特殊な知識・技術を要する場合などに適用を免除されることもある。特に工場立ち上げの際など日本企業はまとまった数の技術者を一時的に送ることが多いため事前の確認と手配が必要である。

RUSF (Resource Utilization Support Fund) : トルコ固有の費用として RUSF がある。トルコの法人が国外から部品等を信用決済で購入する場合に課せられる課徴金であり、インボイス価格の6%となる。事前に満額を支払っておけば回避できるのだが、新規事業だと製品が売れるかどうか不透明であったり売れるまでの期間が長かったりするので現地法人の資本金を厚めにする必要がある。

政府機関 : 政府機関の担当者を訪問して規制などの適用について事前に相談をしても書面等でその記録をくれることはまずない。また規制や法令の解釈について明確な判断をしてくれないことが多い。それでもトルコ人は一般に親日なので、他の外国人はもちろん普通のトルコ人に対してより丁寧な応対をしてくれることが多い。日本以外の外国企業はリスク許容度が高いのであまり問題にならないが、日本企業にとってはこれが障害となることが多い。ただし、賄賂を要求されるようなことはなく、各国の腐敗度指数を公表している国際 NPO Transparency International の評価を見てもトルコは

比較的健全な国であることが分かる。

治安 : 最近の周辺地域における流動化を考慮すると新規にトルコ進出を検討している企業にとって治安は大きな課題であろう。ただし、日本のメディアのトルコに関する記事は実態以上に危険なイメージを与えているように思える。2016年1月現在の外務省の渡航安全ホームページなどを参照すればトルコ全土のうち南東部以外のほとんどの地域においては最低限の警戒（レベル1：十分注意してください）すら指定されていないことが分かる。治安のリスクだけを理由に人口7,800万人の急成長市場をみすみす見送るようなことになっては本末転倒である。

トルコリラの動向 : 米ドル金利の上昇を受けてトルコリラも多くの新興国通貨と同様に弱含みで推移している。ただしトルコの場合資源国ではないため原油価格の低下はむしろ経常収支にとってプラスに働く。また、トルコのみならず欧米の多くの企業が生産拠点を持つトルコは輸出国であり、自国通貨が下落すれば輸出競争力が上がる構造となっているので一般的な新興国とは違った評価をするべきであろう。

なお、周知の通り現在（2016年1月）、日本・トルコの両政府は FTA 交渉を進めており、上記の留意点のいくつかはその過程で改善されることも十分考えられる。両国の FTA 交渉は2012年11月に始まっており、早ければ今年あるいは来年に合意ということもありえる。

執筆者プロフィール



関 仁

(せき・ひとし)

SEK コンサルティング代表取締役。
慶應義塾大学法学部卒業。日本生産性本部米国事務所、アジア生産性機構（APO）総務財務官、国際連合工業開発機関（UNIDO）東京事務所次長を経て現職。2008年から2015年まではトルコ投資促進機関東京事務所所長を兼務。

【ネパール】ネパール国「小学校運営改善支援プロジェクトフェーズ2」 ～ゴルカ大地震と緊急・復興支援、学校の災害対策

(株)国際開発センター 研究員
鶴峯 美千子

1. はじめに～ネパールを襲ったゴルカ大地震

2015年4月25日にネパール中部のゴルカ郡を震源域とするマグニチュード7.8の大地震が起き、続く5月12日にはカトマンズ北東のドラカ郡を中心にマグニチュード7.3の最大余震が発生した。死者は約9,000人に上り、負傷者は22,000人を超え、倒壊家屋は約60万戸、半壊家屋は約30万戸と報告されている¹。

私は地震が起こったとき、独立行政法人国際協力機構(JICA)との業務実施契約による「ネパール国小学校運営改善支援プロジェクトフェーズ2」の業務のため、ネパールに滞在していた。ここ数年、ネパールでは地震がそろそろ起こるのではないかとこの噂を耳にする機会が多く、もし大地震が起きたら、レンガ造りの古い建物が密集し、どう見ても災害に対して脆弱に思えるカトマンズの街は、跡形もなくなってしまうのではないかとこの不安があった。現実に地震に遭遇し、宿泊先の部屋で身の安全を確保しながら、いったい外はどんな事態になっているかと恐怖感と緊張感に襲われた。幸い、関係者は皆無事で宿泊先やオフィス等建物の被害も少なかったが、地震後2～3日は気分が塞ぎ、不安を抱えて過ごした。

ヒマラヤ山脈は、もともとユーラシアプレートとインドプレートが衝突することによってできた山脈で、ネパールはプレート境界に位置するれっきとした地震国である。今回の地震は、1934年にネパール東部で起きたマグニチュード8.0の地震に次ぐ規模のものとなった。ネパール政府は、自国が地震多発国であるという認識に立っており、地震やその他災害に対する取り組みを全く進めていなかったわけではない。とくにネパールでは、毎年のように雨季には大規模な洪水や土砂崩れが起き死者を出す。冬には寒波で凍死する人もいるなど、地震の

ほかにも自然災害に見舞われることが多く、災害対策は重要な政策課題の一つである。ネパール政府は、2009年に“The National Strategy for Disaster Risk Management”を策定、2013年には“National Disaster Response Framework”を発表し、災害対策や災害管理体制の構築を進めていたところであった。

地震については、以前から国際機関や海外の研究者が地震リスク評価を目的としたカトマンズ盆地の地盤調査を実施してきた経緯があり、NGOを中心とした草の根レベルでの防災教育も実践されてきたが、今回の地震被害を受けて、ネパール政府には、これまでの施策の見直しと今後の本格的な復興及びこれからの災害対策について、スピード感をもって対応していくことが国内外から強く求められているところである。

本稿では、ネパールの近況や教育政策、プロジェクトで実施した学校への緊急支援活動等を振り返り、プロジェクト第3年次の活動を紹介しながら、ネパールの学校での災害対策に関して今後期待される事項について簡単に述べたい。



崩れた民家(ラリトプル郡)

1 Ministry of Home Affairs, National Emergency Operation Center の統計による。

2. ネパールの近況

大地震に襲われたネパールだが、その他にも多くの政治的、経済的、社会的な課題が山積している。

ネパールでは1996年から約10年にわたる内戦（政府軍とネパール共産党毛沢東主義派（マオイスト）の間の紛争）を経て、2008年4月に全国民による新憲法制定のための制憲議会議員を選出する選挙が行われた。同選挙では、マオイストが第1政党となり、翌月5月に開催された制憲議会第1回会議において、これまでの王制を廃止して連邦共和制に移行することが可決された。ネパールが「王国」から「連邦民主共和国」に生まれ変わった歴史的瞬間であった。

ようやく政治的な落ち着きを取り戻すかに見えたが、王制廃止後、政党間の対立や政党内の勢力争いが顕著になり、新憲法制定の期限が繰り返され延長され草案作成は難航した。国民の期待や関心も次第に薄れていった。

ところが、2015年4月の地震発生後、突如として「政党対立を終わらせ復興に集中すべき」との機運が高まり、憲法制定作業が加速した。この結果、2015年9月20日に7年越しで新憲法がついに公布されたのである。新憲法では、ネパールを7州の連邦制国家とすることが明記され、今後は地方自治の整備が進むことが期待されている。ネパールの地方自治は、先の紛争以来、首長不在が続きうまく機能していない。こうした問題も次第に解消されることが望まれる。しかし、多民族・多言語・多宗教が入り混じっているネパールでは、それぞれの立場を尊重するあまり、なかなか物事がスムーズに運ばないことも多い。実際、新憲法に反対する一部の少数民族による反対運動も続いている。この運動が隣国インドとの関係にも複雑に絡み合い、2015年9月以降インドとの国境が封鎖され、数か月間燃料や物資等の輸入が止まったままになっていた。現在（2016年1月）でもこの問題は全面解決には至っておらず、人々の日常生活や地震からの復興に大きな影響を及ぼしている。

また、ネパールでは慢性的な電力不足が長年続いている。年間を通しての計画停電は当たり前で、現在（2016年1月）カトマンズでは1日あたり12時間の停電があ

る。一般家庭では、燃料不足と電力不足に同時に直面し、毎日の食事の準備もままならない状況となっている。カトマンズ近郊でも、全くガスを入手できない家庭やレストランでは、薪を使う事態である。さらに、ネパールの冬は朝晩たいへん冷え込むが、各家庭では燃料も電気も不足している状態で一体どうやって暖を取るのか、山間部の被災地ではどんなに問題が深刻かと考えると、胸が痛む。

3. 学校の被害と災害対策

3.1 学校の被害

ところで、地震による学校の被害はどのような状況だったかという、約8,000校の公立学校に被害があり、約25,000教室が全壊、約22,000教室が半壊したと報告されている²。地震が起きた4月25日は土曜日だったため学校は休日で、生徒の被害が比較的少なかったと言われているが³、もし通常の日や授業中に地震が起こっていたら被害は拡大し、恐ろしい事態となっていたにちがいない。

地震発生後、教育現場は混乱に陥ったが、最も甚大な被害を受けた14郡⁴の学校も5月31日には再開された。校舎が使えない学校では、政府やドナー、NGO、その他国際団体等の支援によって応急的に建てられた“Temporary Learning Center (TLC)”（仮設教室）での学校再開となった。

3.2 学校の災害対策

ネパールの教育セクターでは、政府と援助機関のプールファンディングによる“School Sector Reform Program (SSRP)”という sector-wide アプローチが2009年から進められてきた。SSRPは2016年7月に終了するため、その後は“School Sector Development Plan (SSDP)”という新しいプログラムが2022年まで実施されることになっている。SSRPにおいては教育へのアクセスが大きく改善したことが確認されたが、SSDPでは教育の質の向上を目指した取り組みがより一層強化される予定だ。

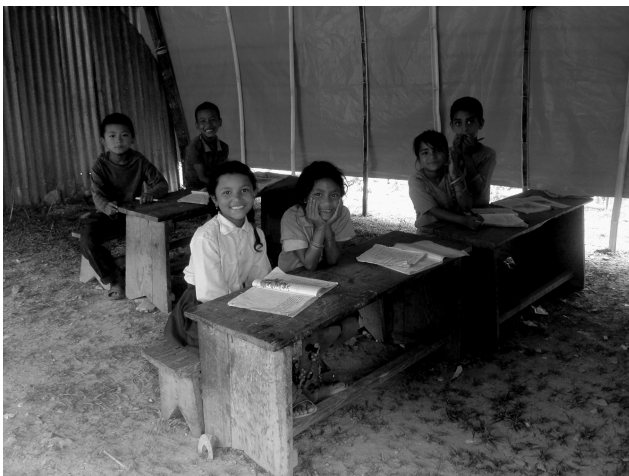
2 政府資料による。

3 しかし、584人の生徒、49人の先生が犠牲になったとの報告がある。

4 バクタプル郡、ダディン郡、ドラカ郡、ゴルカ郡、カトマンズ郡、ラリトプル郡、カブレバランチョク郡、オカルドゥンガ郡、ラスワ郡、ラメチャップ郡、ヌワコット郡、シンドゥパルチョク郡、マクワンプル郡、シンズリ郡。



被災した学校（ダディン郡）



仮設教室で勉強する生徒たち（オカルドウンガ郡）

学校での災害対策は、政策レベルでは SSRP の下で進められてきた経緯がある。例えば教育省は、2012年に学校防災・安全に関するアクションプランを作成し、パイロット事業として、①カトマンズ盆地内の260学校で建物の補強・改修工事、②れんが工1,050人を対象とした補強・改修工事のトレーニング、③教育局及び郡教育事務所の技術者養成、④技術者150人に対する脆弱性評価のトレーニング、⑤生徒50,000人と先生4,000人に対する意識啓発などを実施することを決めた。2015年6月までに、160学校での建物の補強・改修工事が終了しており（なお、これらの学校は地震以前に工事が完了しており地震で倒壊しなかったとの報告がある⁵⁾）、れんが工693人に対する研修や教育局及び郡教育事務所の技術者180人に対する研修、生徒50,000人以上と先生3,417人に

対する意識啓発事業が実施されたと報告されている⁶⁾。教育省は、パイロット事業を通して得られた教訓をもとに、2014年に“Strategy for increasing disaster resilience for schools in Nepal”を10年計画で策定している。しかし、ゴルカ大地震によってこの計画をより現実に合わせてしたものとして見直しをする必要性が指摘されているところである⁷⁾。

学校レベルでは、ごく限られた学校で NGO 等の支援を受けながら災害対策に関する研修や実践を積んできたケースはある。過去にネパール政府が実施した災害に関する研修を受けたという教員も多い。しかし、建物自体が耐震化されていない学校が存在するのが現状であり、地震対策としてはまず、建物の建替えや耐震化を早急に進めることが望まれる。またネパールの学校は、日本のように小学校、中学校、高校と分かれているのではなく、小学校だけの学校もあれば、中学校が併設されていたり、高校も同じ敷地にあったりする。生徒数や建物の建て方も学校によって違う。生徒の机と椅子は1人ずつに与えられておらず、長机と長椅子で4～5人の生徒が一緒に座って勉強する。運動場がない学校も多い。ハイウェイ沿いの交通アクセスの良い学校もあれば、街の中心から山を越えて歩いて2日かかるような学校もある。ネパールの学校は各学校によって環境が大きく異なっているため、災害対策も学校がそれぞれ独自に必要な対策を実践していくことが望まれる。

4. 小学校運営改善支援プロジェクトの活動

4.1 小学校運営改善支援プロジェクト

前述したように、私は現在「ネパール国小学校運営改善支援プロジェクトフェーズ2」という技術協力プロジェクトに従事している。2013年6月に始まり2016年12月に終了する予定であったが、地震発生後の緊急支援活動と、学校防災に関する活動を実施するため2017年6月まで延長されたところである。

このプロジェクトは2008年2月から2011年3月までの約3年にわたって第1フェーズが実施され、第1フェーズではパイロット事業を通して学校運営改善のための研修パッケージ（SISM⁸⁾モデルと呼ぶ）が開発さ

5 教育省の報告資料による。

6 教育省の報告資料による。

7 教育省の報告資料による。

れた。研修パッケージモデルは、①中央レベルから郡レベルまでカスケード方式によるトレーナー研修、②リソースセンター⁹（RC）から学校レベルまでの学校運営改善計画（SIP：School Improvement Plan¹⁰）改訂ワークショップ、③研修及びワークショップ・プログラム、並びに④研修教材から構成されている。プロジェクト第2フェーズではこのモデルを全国展開することによってモデルの普及を図り、もって教育へのアクセスと質の向上に寄与することを目的に実施されている。

4.2 小学校運営改善支援プロジェクトフェーズ2第2年次の活動

小学校運営改善支援プロジェクトフェーズ2第2年次は2014年9月に始まった。第2年次では、第1年次のモデル検証の結果をふまえ、いよいよ全国展開することになった。ネパールは5つの開発地域と75の郡に分けられるが、まずネパール政府とプロジェクトが協力して5つの開発地域（中部、東部、西部、中西部、極西部）で学校運営改善計画（SIP）改訂ワークショップのためのトレーナー研修を行った。その後、養成されたトレーナーが、75郡のうちフェーズ1のパイロット郡であった2郡とフェーズ2第1年次のパイロット郡4郡を除いた69郡において郡レベル研修を行った。69郡のうち30郡はプロジェクトが技術的、資金的に直接関与して研修を実施し、39郡はネパール政府主導のもとで研修が行われた。

全国での郡研修が無事に終了し、RCレベルや学校レベルでの研修が実施される段階に入ったとき、地震が発生した。この地震により政府と学校の優先順位は大幅に変わり、まずは、①被災した学校のための仮設教室の設営、②生徒が勉強を続け、ストレスや混乱から立ち直るために必要な教材やリクリエーションの機会の提供、③生徒の心理社会的サポートに関する教員やファシリテーターの研修、④瓦礫処理を含めた学校再開に向けての住民動員が優先事項となった。このため、プロジェクトが進めていた全国普及活動はいったん停止となり、大きな

被害を受けた14郡ではRCレベルや学校レベルでの研修実施は遅れて実施された。（後に、終了したことを確認した。）

4.3 緊急支援活動

地震発生直後、プロジェクト活動は一時停止を余儀なくされたが、約1か月後に再開し緊急支援活動を実施した。

プロジェクトでは、JICA及び教育局やカリキュラム開発センターと話し合った結果、仮設教室のもと、教材や教具が不足し過酷な環境の中で授業を行っている学校に対し、生徒たちが少しでも多くの学びを得るための教材・教具配布支援を行うことを決定した。また、被害が大きかった14郡のうち、国際機関やNGOなどからの援助が他の郡と比べ少ない郡を支援することで合意し、ラメチャップ郡、シンズリ郡、オカルドウンガ郡の3郡をプロジェクトの緊急支援対象地域として選定した。

上記3郡に緊急支援活動として配布した教材や教具は表1の通りである。なお、配布した教材・教具は大きく2種類に分かれている。1つは、3郡から共通して依頼があった教材（学習指導要領と教師用指導書）で、これらは授業を進める際に必要だが、地震によってなくなったり使えなくなったりしており、ニーズが高かった。一方、各郡の状況によってそれぞれ異なった教材・教具の依頼があり、それらにも対応した。

プロジェクトでは、各郡教育事務所の協力のもと、郡からRCへの運搬に責任を持つリソースパーソン（RP）¹¹に対し、教育省やカリキュラム開発センターから学習指導要領や教師用指導書の活用方法を指導する専門家を招き、「教材・教具配布オリエンテーション」を開催した。郡教育事務所に配布された教材・教具はその後、郡教育事務所長の責任のもと、RPがRCにそれらを運搬し、RCから学校までは校長が運搬することにした。既に雨季が始まっていたため道路事情が悪い上に震災の爪跡も残っており、教材・教具の配布にはある程度の時間がかかったが、その後のモニタリングによって滞りなく各学

8 「SISM」とはプロジェクトの英語標記である Project for Support for Improvement of School Management の頭文字を取って名付けたプロジェクト名の略称。

9 ネパールでは郡教育事務所のもとに「リソースセンター」が地域に設置されており、管轄の学校を監督している。

10 ネパールではすべての学校において学校運営改善計画を5年計画で策定し、毎年見直し更新することとなっている。

11 リソースセンターに配属されている職員。学校と行政をつなぐ役割を担っている。

表1 3郡に配布した教材・教具一覧

	郡	共通教材	各郡の必要に応じた教材・教具
1	ラメチャップ郡	- 1から8年生の各学年学習指導要領 - 1から6年生の各学年教科別教師用指導書 - 1から8年生の各学年生徒出席簿	- 27冊の図書をセットとして307の学校に配布 - 題名「We father/mother」書籍を各学校に1冊ずつ配布 - 457枚の「Child Friendly School」ポスターを配布（各学校に1枚）
2	シンズリ郡		- 424台の白板を配布（教室が崩壊した学校向け） - 576枚の「Child Friendly School」ポスターを配布（各学校に1枚） - 576冊のSIP補助教材本を配布（各学校に1冊）
3	オカルドゥンガ郡		- 中学校向けに壁掛け型理科図解表と理科参考書をセットとして122校に配布（DEOへ1セット） - 27冊の図書をセットとして210の小学校に配布 - 332枚の「Child Friendly School」ポスターを配布（各学校に1枚）

（出典：プロジェクト報告書）

校に配布されたことが確認できた。今後も配布した教材・教具の使用状況についてモニタリングしていく。

4.4 防災教育に関する基礎調査の実施

前述した緊急支援活動に加え、プロジェクトでは、現在ネパール政府が策定を進めているSSDPの防災（Disaster Risk Reduction: DRR）に関するソフトコンポーネントの策定に貢献できる情報の提供と提言をまとめるため基礎調査を実施した。バクタプル郡の被災した学校を訪問するなどして調査を実施し、結果を踏まえ以下の提言を行った。これらの提言がSSDPに反映され、学校での防災や災害対策が前進することを期待する。

【短期での取り組み】

- (1) ドナーやNGO、大学関係者を含めた教育機関が定期的に集まり、先の大地震を精査し、教訓を拾い出すこと
- (2) DRRの定義を明確にし、それを推進するための行動指針を明確にすること
- (3) ネパール政府機関から出されているDRRの政策や戦略、事業計画、活動計画を一貫性のあるものにする
- (4) DRR政策や事業計画が一貫性のあるものになったところで、その実施を担保する予算を確保すること

【中期での取り組み】

- (1) 大地震からの学びを反映する新カリキュラムと新教

科書の策定

- (2) DRRのコンテンツを導入した教員能力強化研修の再構築
- (3) 学校の防災教育計画の策定プロセスや活動にSMC（School Management Committee）¹²を巻き込むこと
- (4) 防災教育に関する教育省や教育局、教育事務所の組織強化、職員の能力強化
- (5) 生徒たちが具体的に理解でき、行動につながるような防災教育の補助教材の開発
- (6) 防災について生徒が主体性を持って取り組める問題解決型授業の導入
- (7) 中期的視点にたった見守りと心のケアの活動
- (8) 各郡や学校での防災教育活動の情報共有を促進するためのネットワーク作り
- (9) 地方の状況を十分に反映した地方版防災マニュアルの策定
- (10) 障害者や社会的に脆弱な立場にある生徒及び住民を含めた防災教育と啓発活動の実施

【長期での取り組み】

今後、DRR政策を全国的に推進するために必要となる法令や規則を検討し、必要に応じて新たに作成すること

5. プロジェクト第3年次の活動

プロジェクト第3年次では、引き続き学校運営改善支援に焦点を当て、SIPの策定過程において学校の先生やSMC、保護者等と一緒に学校の防災や災害対策に関す

12 学校運営委員会。各学校に設置される。SIPの承認を行う。

る議論を展開できるようにするためのワークショップマニュアルを作成し、全国の公立小学校約30,000校に配布する予定である。また、第2年次の全国展開と同様に、同マニュアルを利用するための研修を5地域において実施する。この研修の対象者は各郡からの代表者であり、地域レベル研修のあと、カスケード方式により彼らが中心となって郡やRCでのオリエンテーションを実施する。そして最終的には各学校で今年の春にSIPを更新する際に学校の防災や災害対策についての議論ができるように支援することが、第3年次のプロジェクト活動となる。

また、地震被害が大きかった14郡については、別途学校防災や安全管理に関する研修を実施する予定である。さらに学校における防災や災害対策には保護者や地域の協力を得ることが必要であるため、保護者や地域の防災に対する意識を高めるための活動も考えている。

前述したように、ネパールの学校は、敷地面積や建物の建築方法、階段や廊下の広さ、運動場の有無、生徒数や学区の範囲など、各学校によってばらつきがある。都市と地方の差も大きく、通っている生徒の文化的・社会的背景も異なり、各学校によって状況に違いがあるため、それを無視することはできない難しさがある。そのため、学校の災害対策も各学校が自分たちの学校に合ったものを実践していく必要がある。SIPは各学校のプランニングであるため、学校防災を進めるにあたってSIPを使わない手はない。教室の点検や安全な場所の確保と周知、保護者との連絡方法の確認、避難訓練の実施など、すぐ

にできることはある。まずはSIPの策定過程において、関係者が議論を尽くし学校防災や安全管理の取り組みが少しでも進むようプロジェクトでは支援していきたい。一方で、校舎の建替えや改修工事、耐震化等は、政府や関係機関が計画的に滞りなく実施していく必要がある。

6. おわりに

2015年はネパールにとって、大地震の発生と憲法の制定、それに続くインドからの燃料や物資の供給停止という出来事が続けざまに起こった年であった。最初に述べたように、ネパールは政治的、経済的、社会的課題を多く抱えているが、それに加え復興と災害対策という大きな課題を突きつけられた状況である。

ネパールの教育セクターについては、今後SSDPという新たなプログラムが展開されるが、政府が取り組むべき課題は多岐にわたる。学校の災害対策についてプロジェクトからSSDPへ提言した内容は先に示した通りであるが、ネパール政府には学校の防災や災害対策についても、重点的に対応して欲しい。他方、たとえ政策レベルで取り組みが進んだとしても、全ての学校まで施策が行き渡るには時間を要する。このため、やはり各学校は、保護者や地域と協力し、できることから災害への備えを始めておかなければならないと思う。

私たちのプロジェクトも一助となり、引き続きネパールの教育政策や学校運営の改善、そして学校の防災意識の向上に貢献していきたい。

執筆者プロフィール



鶴峯 美千子

(つるみね・みちこ)

株式会社国際開発センター研究員。
お茶の水女子大学卒業後、国内コンサルティング業務、青年海外協力隊を経て、2010年から現職。社会開発グループに所属し、教育開発と人材育成を専門とする。

【タンザニア／マラウイ】 援助協調下における農業分野のモニタリング評価制度の改善～タンザニアとマラウイの事例

(株) 国際開発センター 研究員
赤坂 京子

1. はじめに

筆者は2008年3月から2011年3月まで国際協力機構(JICA) 委託タンザニア国「農業セクター開発プログラム(ASDP) 事業実施監理能力強化計画」、また2012年8月から2015年6月まで同フェーズ2に従事した。さらに2013年10月から現在まで JICA 委託マラウイ国「農業政策モニタリング評価」に従事している。いずれの案件も農業分野の援助協調プログラムにおけるモニタリング評価制度の改善を目的としている。本稿では、援助協調におけるモニタリング評価制度及びモニタリングに必要な農業データの収集方法に焦点を当て、両国の事例を紹介したい。

2. タンザニア¹

2.1 農業セクター開発プログラムの概要

タンザニアは国土約945,000平方 km (日本の2.5倍)、人口約4,490万人(2012年²) の東アフリカに位置する国である。同国の農業はGDP の26.8% (2012年³)、輸出高の24%を占める基幹産業である。貧困層の80%が農村に居住し、農村世帯収入の75%が農業によるものであり、農業は貧困削減の点からも極めて重要なセクターである。しかしその大部分は天水に依存する小規模農業であり、旱魃など自然条件の変動に大きく左右される。

タンザニア政府は農業セクターの開発のため、2001年に農業セクター開発戦略を策定し、その実現のため2006年7月から2013年6月までセクター・ワイド・アプローチによる農業セクター開発プログラム(Agricultural Sector Development Programme: ASDP) を実施した。ASDP は農業セクター全体を包括するプログラムであり、農業セクターにおける開発事業はすべて ASDP の枠

組みの中に含まれる。ASDP の目的は以下の2点⁴である。

- ◇ 農家の農業技術、マーケティング、農業インフラへのアクセスを向上し、農業生産性と農業所得を向上させる。
- ◇ 民間投資を促進する。

ASDP の実施にはドナーが資金を拠出するバスケット・ファンドが活用された。バスケット・ファンドは、地方分権化政策及びタンザニア政府の資金配賦メカニズムに従って、その75%が地方(県)政府の活動に、20%が中央政府の活動に、残る5%はジェンダー、HIV / AIDS、環境などの横断的活動に用いられる。

ASDP の実施体制は、意思決定機関として ASDP バスケット・ファンド運営委員会が設置されており、タンザニア政府とドナーが参加し農業予算及びバスケット・ファンドの使途に係る協議を行っている。また ASDP の9つの主要テーマ「食糧安全保障」「農業サービス」「灌漑」「マーケティング・民間セクター開発」「県農業開発計画策定実施」「土地利用計画」「モニタリング評価(Monitoring and Evaluation: M&E)」「調達」「コミュニケーション」について、その推進を担うテーマ別作業部会が設置されている。

タンザニア政府は2013年6月の ASDP 終了後、ASDP フェーズ2 (ASDP 2) の速やかな実施を想定していたが、プログラム文書の策定等が遅延したため、2014年～2015年を移行期間と位置づけ、ASDP 2の開始は2016年7月以降となる予定である。

2.2 農業データ収集のしくみと JICA の支援

タンザニア農業セクターの主たるデータ収集手段は、国家農業サンプルセンサスと農業データ定期報告制度

1 本節の記述は JICA タンザニア国農業セクター開発プログラム(ASDP) 事業実施監理能力強化計画事業完了報告書及び同フェーズ2 事業完了報告書に基づく記述である。

2 Tanzania Population and Housing Census 2012

3 National accounts of Tanzania mainland 2001-2012 (National Bureau of Statistics, October 2013)

4 ASDP evaluation final report (Ministry of Agriculture, Food security and Cooperatives, June 2011)

(Agricultural Routine Data System: ARDS) である。前者のセンサスは5年ごとの実施であり、調査実施から結果公表までに数年を要するため、年次データをいかに収集するかが課題であった。そこでタンザニア政府は2013/14年度に農業統計戦略計画を策定し、2015/16年度より年次農業サンプルサーベイを導入することを決定した。

一方、ARDSは農業普及員により収集され、四半期毎あるいは年次で県政府から中央政府に報告される行政データ収集の仕組みとして従来から存在していたが、地方分権化政策の導入に伴い県政府の作成する農業レポートが中央政府に定期的に提出されなくなったことが課題であった。そこで2008年3月より ARDS の改善とそれにかかる人材育成を主な目的とした技術協力プロジェクト「ASDP 事業実施監理能力強化計画」、さらに2011年8月より改善された ARDS の全国展開と運用定着を目的とした技術協力プロジェクト「ASDP 事業実施監理能力強化計画フェーズ2」が実施された。両プロジェクト

の実質的なカウンターパートとして農業セクターに関連する4省庁⁵からなる M&E 作業部会が設置されている。

2.3 ASDP のモニタリング評価

上記の M&E 作業部会は、ASDP の進捗を定期的に把握しその成果を評価するための M&E 制度整備を担うことを目的に設置されたものである。構成は、農業関連省庁の M&E 担当官、統計担当官、情報システム担当官、一部ドナーの代表計約20名から成る。同作業部会は、2007年8月に ASDP の M&E の枠組みを定めた M&E フレームワーク文書を策定、ASDP の進捗を図るために25のショートリスト指標を選定し(表1)、2008年に指標に基づきベースライン報告書を作成した。以降2013年まで、毎年その最新値を収集し、ベースラインデータと比較することで ASDP の進捗を把握し、その結果を ASDP パフォーマンス・レポートにとりまとめた。同レポートはまた、毎年9～10月頃に開催される ASDP 合同実施レビューにおいて報告された。

表1. ASDP ショートリスト指標一覧

	指標	頻度	レベル	データ源
インパクト	1. GDP 成長率(農業セクター、畜産セクター)	年次	国	国家統計局
	2. 貧困ライン以下の家計数の割合	年次	国	国家統計局
	3. 農産物の輸出額	年次	国	国税庁
アウトカム	1. 食糧自給率	年次	州、国	農業省
	2. 農産物生産量、単収(メイズ、コメ) 畜産生産量(牛肉、牛乳)	周期 年次	国、州、県 国、州、県	国家統計局 畜産省
	3. 新しい/改良された農業技術を導入した農民の割合	周期	国、州、県	国家統計局
	4. 農業セクターへの貸付額	年次	国	中央銀行
	5. 農機具を用いている農民の割合	周期	国、州、県	国家統計局
	6. 全農産物輸出に占める農産加工品の割合	年次	国	国税庁
	7. 契約栽培に従事している小規模農民の数	年次	国、州、県	県
	8. 地方政府一括交付金の追加資金審査に合格した県の割合	年次	国	地方自治庁
	9. 地方政府一括交付金のボーナス資金審査に合格した県の割合	年次	国	地方自治庁
	10. 農業普及員から助言を受けた小規模農民の割合	周期	国、州、県	国家統計局
	11. 肥料の使用量	年次	国	農業省
	12. 灌漑施設を使用している農家数(灌漑者組合の加盟戸数)	年次	国	農業省
アウトプット	1. 建設あるいは改修された農業生産インフラの数	年次	国、州、県	県(畜産省)
	2. 建設あるいは改修された農業マーケティングインフラの数	年次	国、州、県	県
	3. 新技術の研修を受けた農業普及員の数	年次	国、州、県	県
	4. 農村金融機関(SACCOS)の数、農民メンバー数、貸付額	年次	国、州、県	県
	5. 農業マーケティングに関する規定及び法律の数	年次	国	産業貿易省
	6. 農作物の卸売・小売価格情報を収集する市場の数	年次	国	産業貿易省
	7. ASDP バスケット・ファンド運営委員会会合の開催回数	年次	国	農業省
	8. 期限内に提出された四半期農業進捗報告書の割合	年次	国	地方自治庁
	9. 県政府計画・財政委員会委員に占める女性の割合	年次	国、州、県	県
	10. ゾーン別農業研究開発基金(ZARDEF)の助成を受けた研究プロジェクトの数	年次	国	農業省 畜産省

出典: ASDP 事業実施監理能力強化計画事業完了報告書(JICA, 2011)

5 農業関連4省庁は、これまで農業食糧安全組合省、畜産漁業省、産業貿易省及び首相府地方自治庁であった。昨年10月の大統領・国政選挙に伴う政府改編により前2省が統合され農業畜産漁業省となった。後者2省もそれぞれ、産業貿易投資省、大統領府地方自治庁となった。

技プロチームはM&E作業部会の一員として、指標データの収集、分析、レポートのとりまとめ等を同作業部会と共同でおこなった。指標データの収集においては、データ源が中央省庁の統計の場合は作業部会メンバーが分担して収集し、データ源が県の場合は質問票を作成、全県に配付して回答を回収した。県から回収したデータの入力及び分析ではエクセルを用いた図表作成等の支援もおこなった。年を経るごとに作業部会メンバーだけでデータ収集・分析・レポート作成ができるようになっていった。



写真1. ショートリスト指標データ収集のための県職員への説明会の様子

2.4 農業データ定期報告制度（ARDS）の改善

ARDSの改善にあたっては、全国各県で実際に用いられている農業報告書を精査したところ、よく似た項目で構成されているが記載する順番が決まっていなかったり、同じ項目でも数字で記載されていたり文章による記述であったりして報告様式が定まっていなかったため、村→郡→県→州→中央省庁への取りまとめや過去のデータとの比較が困難であることが明らかになった。そこでM&E作業部会は技プロチームとともに県レベルと村・郡レベルの全国共通の報告書フォーマットを作成し（表2）パイロット県にて試行した後、全国の県⁶へと導入した。村・郡普及員はフォーマットの導入により報告書作成効率が向上した。また県職員は上層部及び議会への報告、県農業開発計画ならびに予算策定にデータを利用できるようになった。

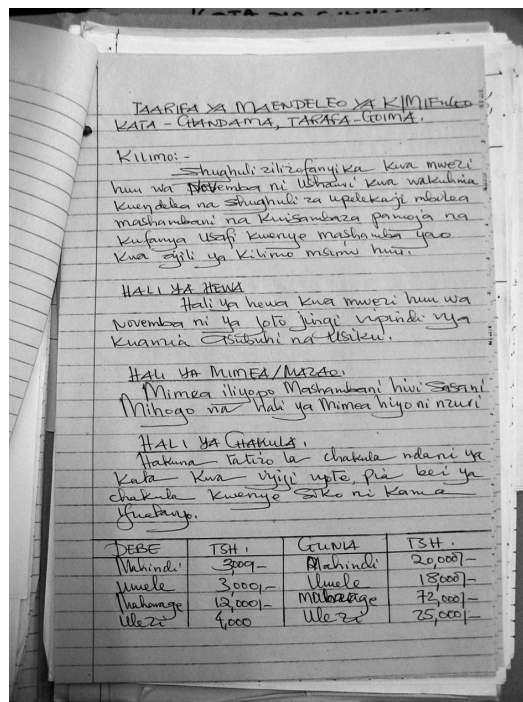


写真2. 改善前の普及員による手書きの報告書

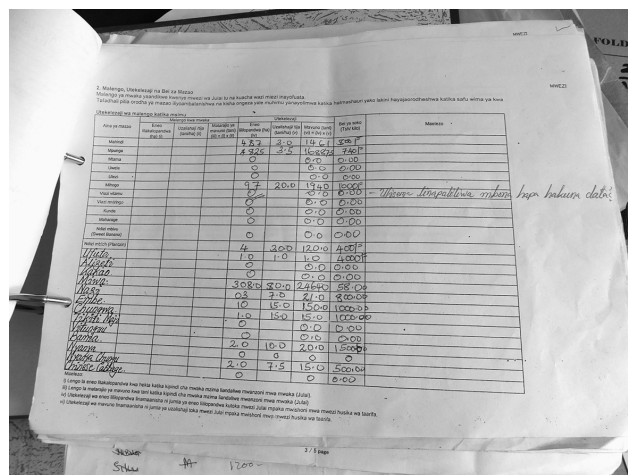


写真3. 改善された報告書フォーマット

村・郡普及員から県へ提出された報告書は、県職員が集計し、州ならびに中央省庁へ提出する。技プロチームでは、このデータを一元管理するためのソフトウェアを開発した。当初は県職員がいったんエクセルでデータを集計した後ソフトウェアに入力し、インターネットを通じて中央のデータベースに送受信するシステムを構築したが、1県あたり10～40郡ものデータを毎月エクセルで集計するのは県職員に負担がかかるため、郡から提出されたデータをそのままソフトウェアに入力できるよ

6 プロジェクト開始時は21州132県であったが、行政区分の分割が進み、現在25州168県まで増加している。

表2. 村・郡レベルの全国共通報告書フォーマットの項目

月報	四半期報	年報
1. 基礎情報（降水量、災害、今月の活動概要） 2. 作物作付面積・生産量・価格 3. 作物の病虫害発生と対策 4. と畜頭数 5. 食肉検査 6. 畜産製品生産量 7. 家畜衛生・サービス 8. 達成事項と課題 9. 訪問者	1. 村の食糧状況 2. 農村金融、農民グループ 3. 普及サービス（農民研修） 4. 作物の生物的防除 5. 灌漑下作物生産量 6. 土壌浸食 7. 耕作手段	1. 基礎情報（人口、世帯数） 2. 契約栽培 3. 灌漑面積 4. 農機具・農業機械 5. 普及サービス（farmers field school） 6. 農業資材（肥料、農薬、種子） 7. 家畜頭数 8. 畜産インフラ 9. 放牧地 10. 飼料 11. コミュニケーション

出典：ASDP 事業実施監理能力強化計画事業完了報告書（JICA, 2011）

図1. ARDS ウェブ・ポータルログイン画面

う、ソフトウェアに自動集計機能を追加して改善した。同ソフトウェアは ARDS ウェブ・ポータルとして2015年3月より全県で稼働を開始した(図1)。技プロフェーズ2が終了した2015年6月時点において、毎月の提出率は40%まで改善した。一方、ARDS 運用には提出率を向上させるという課題が引き続き残っており、2015年11月よりタンザニア国 ASDP 農業定期データシステム能力強化計画プロジェクトが実施されている。

3. マラウイ⁷

3.1 農業セクター・ワイド・アプローチの概要

マラウイは国土約118,500平方 km（日本の3分の1）、人口約1,580万人（2014年推計）の東南部アフリカに位置する内陸国である。同国における農業は、GDP の30%ならびに輸出高の80%を占める重要な産業である。労働人口の80%が農業に従事しており、小規模農家による主要食糧作物メイズの生産と大規模農園での輸出向けのタバコ生産に大きく二分される。小規模農家の平均農地面積はおおよそ0.6ヘクタールであり、天水に依存しているため旱魃など自然条件に大きく影響を受ける。採算

7 本節はマラウイ国農業政策モニタリング評価業務完了報告書（2014年3月）に基づく記述である。

がとれ利益を上げているのは全農家の5分の1に満たないと言われている⁸。

マラウイ政府は成長開発戦略IIの実現に向けて、2010年から農業セクター・ワイド・アプローチ Agricultural Sector Wide Approach (ASWAp) を実施している。ASWAp は、アフリカ諸国で近年導入が進められている包括的アフリカ農業開発プログラム (Comprehensive Africa Agriculture Development Programme: CAADP) に沿った農業開発戦略として位置付けられており、貧困農民の所得向上及び農業セクターにおける年率6%以上の成長を目指している。CAADP は国家予算の10%以上を農業セクターに配分することを推奨しており、マラウイはそれを実現している唯一の国である。

ASWAp は重点分野として「食糧安全保障・リスク管理」「商業的農業・農産品加工・市場開発」「持続可能な土地・水管理」を挙げ、その円滑な実施を図るため「技術開発・普及」「組織強化・能力向上」「HIV/AIDS・ジェンダー」「モニタリング・評価」といった横断的な支援サービスにも取り組んでいる。

ASWAp の実施体制は、農業・灌漑・水開発省（以下、農業省と表記）が主管となり、同省内で技術部門を統括する統括局が ASWAp 事務局として全体の調整や運営管理を行っている。また、ドナー、NGO、農民組織、民間団体など農業セクター関係者との協議・調整の場としてセクター作業部会 (Sector Working Group: SWG) が、7つの重点分野について技術的な見地からのアドバイス及び政策提言を行う機関として技術作業部会 (Technical Working Group: TWG) が設置されている。

JICA 委託マラウイ国「農業政策モニタリング評価」は、農業省計画局を主たるカウンターパートとし、ASWAp の M&E 整備状況の確認、実践的な M&E 体系への改善ならびに M&E にかかる農業省職員の能力強化を目指して、2013年10月より実施されている。

3.2 ASWAp のモニタリング評価と JICA の支援

ASWAp のモニタリング評価の整備ならびにその実施を担っているのは、モニタリング評価技術作業部会

(M&E TWG) である。同作業部会は、農業省各局、関係省庁、NGO、農民組織、大学、民間団体、ドナーなど約40名から構成されている。ASWAp の進捗達成度は、重点分野別に合意された指標を用いて、年1回開催されるジョイント・セクター・レビュー (Joint Sector Review: JSR) においてモニタリングされることになっていたが、専門家チームが活動を開始した2013年10月（すなわち ASWAp 開始から約3年経過した時点）においても、用いられるべき指標は最終化されていなかった。ASWAp 文書に添付されている Results Framework には約570の指標が示されているが、これだけの指標を毎年収集、集計、分析、取りまとめを行うことは容易ではない。農業省計画局 M&E ユニットは国際食糧政策研究所 (IFPRI) の支援を得て、作物生産量・単収の改善、農業新技術の導入、農民の貧困度合の削減といった ASWAp の成果を計量的に明示し得るインパクト指標及びアウトカム指標を絞り込んだが、技術的な見地から必要と考えられる定量的なアウトプット指標があまり反映されていないため重点分野の各 TWG から再検証の必要性を唱える声上がり意見がまとまらず、議論に時間を費やしていた。

そこで専門家チームはまず重点分野の TWG にヒアリングを行い、各 TWG が必要と考える指標についてデータの収集方法、データ源となる報告書の作成主体、データ収集、報告頻度などを明らかにし、毎年のデータ収集が可能である指標を絞り込んだ。さらに、成長開発戦略 II や CAADP などの上位政策でも報告が義務付けられている指標との整合性も考慮し、指標を28のキー・パフォーマンス・インディケータ (Key Performance Indicators: KPIs, 表3) として絞り込み、M&E マスタープラン文書にこれらの改善を反映させ改訂した。

KPIs は2014年10月の JSR において ASWAp の進捗及び達成度を測るために用いられ、ASWAp 開始時の2010/11年度から2013/14年度までの経年変化がようやく関係者に報告され、その実績は高く評価された。一方、2014年の KPIs データ収集においてはテンプレートを重点分野別 TWG に配付し、各 TWG が関係部局、他省庁、民間企業等にデータを照会し、とりまとめて農業

8 Agricultural Sector Performance Report for 2014/15 (October 2015, Ministry of Agriculture, Irrigation and Water Development, Malawi)

省計画局 M&E ユニットに報告する方式を採用したところ、一部のデータが適切に回収されなかったことが判明した。この経験を踏まえ、専門家チームは収集可能なデータへの代替、データ様式の簡素化、元データを取りまとめる担当部局の明確化などさらなる見直しをおこなった。また、2015年5月に KPIs データ収集ガイドラインを作成し、同年10月の JSR では改善された KPIs を用いてデータ収集、分析、報告がおこなわれた。

3.3 農業データ収集の仕組み

マラウイでは、主要作物の生産に関するデータは毎年、農業生産予測調査（Agricultural Production Estimate Survey: APES）を通じて収集されている。APES は国家統計局より配付される実施要領とフォーマットに従って9～12月（第1ラウンド）、1～3月（第2ラウンド）、4～6月（第3ラウンド）、7～8月（第4ラウンド）の年4回実施される。第1ラウンドではサンプル農家世帯の選定、第2ラウンドは作付面積の測定、第3ラウン

ド及び第4ラウンドは生産量の測定である。各ラウンドにおいて農業普及員がデータを収集し、県が結果を取りまとめ、農政局を通じて農業省計画局統計ユニットへと報告され、全国値にとりまとめられる。APES は1992年から全国で毎年実施されており、経年データが蓄積されている。また、畜産データは農業省家畜衛生局、漁業データは農業省水産局がそれぞれ年次調査を実施している。

マラウイは財政面では地方分権が導入されつつあるが、運営面ではいまだ中央集権が残っており、県農業事務所は農業省の出先機関である。そのため、県職員及びその下に設置されている農業普及所の普及員には本省への定期報告義務がある。地方からの報告体制は、計画局、作物開発局、土地資源保全局、家畜衛生局、水産局、研究局、普及局など、本省の組織構成に対応した技術部門ごとにとりまとめられ、毎月報告される。定期報告の内容は主に年間活動計画に沿った進捗把握であり、活動ごとに設定されている目標値の達成度合いを報告している。そのため膨大なページ数となることが課題である。

表3. キー・パフォーマンス・インディケーター (KPIs) 一覧

重点分野	指標	データ源	頻度	レベル
食料安全保障・リスク管理	1. 主要農作物の平均単収	APES*	年次	国
	2. 生産に対するポストハーベスト・ロスの割合	ポストハーベスト・ロス調査	周期	国
	3. 家畜の平均所有数	APES	年次	国
	4. 漁獲量	APES	年次	国
	5. 世帯における1週間の食料消費スコア	総合家計調査	周期	国
	6. 低栄養状態の子供の割合	福祉モニタリング調査	年次	国
	7. 主食の需要供給差	食糧バランスシート	年次	国
	8. 食糧不足人口	脆弱性評価報告書	年次	国
	9. 農家家計における食料支出の割合	総合家計調査	周期	国
商業的農業・農産品加工・市場開発	10. 農産物の輸出額	経済報告書	年次	国
	11. 農産物の輸入額	経済報告書	年次	国
	12. 農産物販売による家計収入	総合家計調査	周期	国
	13. 農業開発への貸付額	マラウイ中央銀行	年次	国
	14. 農業セクターへの海外からの投資額	マラウイ投資促進協会	年次	国
	15. GDP に対する民間農業投資の割合	マラウイ投資促進協会	年次	国
持続可能な土地・水管理	16. 農業 GDP	経済報告書	年次	国
	17. 持続的土地利用を行っている農地面積	農政局報告書	年次	国
技術開発・普及	18. 灌漑面積	灌漑局報告書	年次	国
	19. 推奨農業技術の適用率	技術適用調査	臨時	国
組織強化・能力開発	20. 農家に対する登録リードファーマーの割合	農政局報告書	年次	農政局
	21. 農業省の承認予算と実支出額	予算書 No.3	年次	国
	22. 農業省のプログラム別承認予算と実支出額	予算書 No.4	年次	国
	23. 農業省の承認予算に占める農業研究への割当額の割合	予算書 No.4	年次	国
	24. 普及員1人当たりの担当農家数の割合	農政局報告書	年次	農政局
	25. 農業省職員の欠員割合	人事報告書	年次	国
HIV/AIDS・ジェンダー	26. 農業セクターにおける HIV/AIDS 関連支援を受ける職員の男女比	人事報告書	年次	国
	27. 農業関連機関において意思決定できる役職についている女性の割合	人事報告書	年次	国
	28. 農業生産資源にアクセスできる農家の割合	農業省普及局報告書	年次	国

出典：ASWAp M&E Plan より和訳

* 注：APES: Agricultural Production Estimate Survey（農業生産予測調査）

NSA/MW EPA - SEPTEMBER 2015 REPORT

MACHINGA DISTRICT REPORTING FORM (EXTENSION DEPARTMENT) FOR 2015/16									
OUTPUT/ACTIVITIES	FILE NUMBER	INDICATORS	ANNUAL TARGET	MONTHLY TARGET	MONTHLY ACHIEVEMENT	PERCENTAGE	REMARKS		
					TO DATE	PERCENT	TOTAL		
EXTENSION PROGRAMS/ACTIVITIES									
Delivery of agricultural extension services improved	AG/EXT/001	No. of agricultural extension visits							
AGRICULTURE									
Establish small villages	AG/EXT/002	No. of small villages							
Conduct extension visits to villages	AG/EXT/003	No. of extension visits							
Conduct extension visits to villages	AG/EXT/004	No. of extension visits							
Facilitate implementation of model village action plans	AG/EXT/005	No. of action plans							
Train staff in Leadership and Change Agent	AG/EXT/006	Number of staff							
Facilitate establishment of farmer field schools	AG/EXT/007	No. of farmer field schools							
Strengthening the existing Model Villages									
Intensive supervision of action plans in existing model villages	AG/EXT/008	No. of model villages	60	5	2	4			
Review model village committees	AG/EXT/009	No. of committees		5	1	1			
Facilitate extension and consultation	AG/EXT/010	No. of extension visits							
Use action plan extension village, extension and community extension	AG/EXT/011	No. of extension visits							
Facilitate training in home extension and other extension activities	AG/EXT/012	No. of extension visits							
Conduct extension visits to villages	AG/EXT/013	No. of extension visits		5	4	1			
Conduct extension visits to villages	AG/EXT/014	No. of extension visits		2	1	1			
Monitor implementation of extension and other extension activities	AG/EXT/015	No. of extension visits		10	8	8			
Strengthen the staff									
Conduct training in extension (AG/EXT/016)	AG/EXT/016	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/017)	AG/EXT/017	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/018)	AG/EXT/018	No. of staff		1	0	0			
Conduct training in extension (AG/EXT/019)	AG/EXT/019	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/020)	AG/EXT/020	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/021)	AG/EXT/021	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/022)	AG/EXT/022	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/023)	AG/EXT/023	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/024)	AG/EXT/024	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/025)	AG/EXT/025	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/026)	AG/EXT/026	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/027)	AG/EXT/027	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/028)	AG/EXT/028	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/029)	AG/EXT/029	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/030)	AG/EXT/030	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/031)	AG/EXT/031	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/032)	AG/EXT/032	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/033)	AG/EXT/033	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/034)	AG/EXT/034	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/035)	AG/EXT/035	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/036)	AG/EXT/036	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/037)	AG/EXT/037	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/038)	AG/EXT/038	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/039)	AG/EXT/039	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/040)	AG/EXT/040	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/041)	AG/EXT/041	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/042)	AG/EXT/042	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/043)	AG/EXT/043	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/044)	AG/EXT/044	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/045)	AG/EXT/045	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/046)	AG/EXT/046	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/047)	AG/EXT/047	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/048)	AG/EXT/048	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/049)	AG/EXT/049	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/050)	AG/EXT/050	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/051)	AG/EXT/051	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/052)	AG/EXT/052	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/053)	AG/EXT/053	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/054)	AG/EXT/054	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/055)	AG/EXT/055	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/056)	AG/EXT/056	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/057)	AG/EXT/057	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/058)	AG/EXT/058	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/059)	AG/EXT/059	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/060)	AG/EXT/060	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/061)	AG/EXT/061	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/062)	AG/EXT/062	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/063)	AG/EXT/063	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/064)	AG/EXT/064	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/065)	AG/EXT/065	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/066)	AG/EXT/066	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/067)	AG/EXT/067	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/068)	AG/EXT/068	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/069)	AG/EXT/069	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/070)	AG/EXT/070	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/071)	AG/EXT/071	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/072)	AG/EXT/072	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/073)	AG/EXT/073	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/074)	AG/EXT/074	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/075)	AG/EXT/075	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/076)	AG/EXT/076	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/077)	AG/EXT/077	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/078)	AG/EXT/078	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/079)	AG/EXT/079	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/080)	AG/EXT/080	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/081)	AG/EXT/081	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/082)	AG/EXT/082	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/083)	AG/EXT/083	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/084)	AG/EXT/084	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/085)	AG/EXT/085	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/086)	AG/EXT/086	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/087)	AG/EXT/087	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/088)	AG/EXT/088	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/089)	AG/EXT/089	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/090)	AG/EXT/090	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/091)	AG/EXT/091	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/092)	AG/EXT/092	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/093)	AG/EXT/093	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/094)	AG/EXT/094	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/095)	AG/EXT/095	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/096)	AG/EXT/096	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/097)	AG/EXT/097	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/098)	AG/EXT/098	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/099)	AG/EXT/099	No. of staff							
Conduct training in extension (AG/EXT/100)	AG/EXT/100	No. of staff							

Visited 2 villages
Namatse field village

4. まとめ

4.1 援助協調プログラムのモニタリング評価

タンザニア ASDP とマラウイ ASWAp では、いずれもモニタリング評価作業部会を設置し、各プログラムの進捗及び達成度を測るための指標を選定していることが共通点である。タンザニアでは M&E 作業部会メンバーが関係機関を訪問したり県に質問票を配布したりして自らデータ収集したのに対し、マラウイでは M&E 作業部会メンバーはデータ収集の照会先として活用された。これは、タンザニア ASDP ではテーマ別作業部会はメン

バーが農業関連省庁職員で構成され、実作業を担っていたのに対し、マラウイ ASWAp 下の技術作業部会は政府・ドナー間の連携に重点が置かれた諮問委員会として位置づけられており、実作業を担う農業省職員に加え、他省庁、民間企業、市民団体、ドナーなど多様なメンバーで構成されているという違いによるものである。専門家チームはそれぞれの国の文脈に沿った方法で、農業分野における援助協調プログラムのモニタリング評価体制改善支援に取り組んだ。

4.2 農業データ収集のしくみ

マラウイでは、農業統計調査が毎年実施されており主要農産物のデータは毎年入手できる。また、地方から中央への定期報告体制も整備されている。

タンザニアは5年に一度実施される農業統計調査を補完するため、毎年の農業データは地方からの定期報告に頼っており、その定期報告も様式やデータ伝達手段等の面で改善が必要であったため、技プロチームの支援により全国共通フォーマット及びウェブ・ポータルが導入され、報告体制に一定の改善が見られた。今後は運用定着に向けてさらなる支援が行われることが期待される。

執筆者プロフィール



赤阪 京子

(あかさか・きょうこ)

(株)国際開発センター研究員。新潟大学農学部卒、同大学院生物生産専攻修了(農学)修士、京都大学大学院地球環境学舎修了(環境マネジメント)修士。2005年青年海外協力隊村落開発普及員としてタンザニア国へ派遣。2008年に国際開発センターに入職。タンザニア、スーダン、マラウイにて技術協力プロジェクトに従事。

国際開発センター（IDCJ）では、2012年よりマレーシアの大学への留学サポートを行っています。海外留学と言えば、これまで米国やヨーロッパ諸国、オーストラリアなどへの留学が一般的でしたが、これらの国々では学費や生活費が高額であることから、「留学したくてもできない」、「留学なんて他人事」とお考えの学生や保護者が増えているのではないかと思います。

グローバル化が加速する昨今、豊かな語学力やコミュニケーション能力はもちろんのこと、異文化を理解しようとする気持ちや積極的・主体的な活動力なども兼ね備えた「国際人材」を継続的に育てていくことが必要です。

そこで、IDCJは、より多くの若者に対して、海外にいる同世代の人たちとのコミュニケーションや異文化体験などを通じて、多様な価値観に触れることのできる機会を提供したいと考え、低コストで質の高い教育を受けられるマレーシアへの留学を推進しています。

具体的には、以下のサービスを提供しています。

●マレーシア正規大学留学プログラム

高校卒業後の進路としてマレーシアの大学へ正規留学を希望する学生を対象に、進路相談や留学手続き、留学後のキャリアまでを見据えたサポートプログラム



留学前の学生との交流会の様子

●短期語学留学プログラム

大学生を中心に1ヶ月程度の短期英語研修をマレーシアの大学で受講できるプログラム

●小学生～高校生対象の春・夏短期海外留学プログラム

英語研修やさまざまな交流活動を通じて、英語がコミュニケーションのツールであることを学び、国や文化の違いを超えたコミュニケーションの楽しさを実感できるプログラム

この春、IDCJでは卒業後の夢の実現のために、留学中の学びとキャリア開発をサポートする新しいプログラム【IDCJ 留学倶楽部】をスタートさせます。留学を考える際には、留学中の学習計画や卒業後の将来計画（進路）をしっかりと念頭に置き、先を見越した長いスパンで計画を立てることが重要です。留学経験があるだけでは評価されません。本プログラムでは、日々の生活、学業、将来のキャリアについて経験豊富なコンサルタントがサポートし、「夢」の実現を応援します。

学業面では留学の目標設定を明確にし、達成のために何を習得したいのかを「見える化」し、その実現に向けてアドバイスいたします。キャリア開発という点では留学生専門のキャリア支援・就職斡旋サービスをメインとするライトハウス・グローバル株式会社と提携しキャリアプログラムを提供します。

マレーシアの大学への留学にご関心のある方は、是非一度以下のサイトを訪れてみて下さい。

Web: <http://idcj-ryugaku.com>

Facebook: <https://www.facebook.com/MalaysiaRyugaku>

Instagram: <https://www.instagram.com/idcjryugaku/>

パキスタン国「自動車産業振興アドバイザー業務（Ⅱ）」

(株)国際開発センター 主任研究員
高中 公男

パキスタンは人口規模2億弱、平均年齢20代後半という発展途上の大国である。英国領からインドと分離独立して70年弱。隣国インドの著しい成長との対称性、同一民族のため強い関係を有するアフガニスタンの混乱、そしてタリバーンの影などから、悪いイメージが先行しつつある点は不幸な巡り合わせとしか説明のしようがない。主力産業は、農業と繊維産業、特に良質な綿花を原料とする繊維産業は生命線であった。しかし、繊維産業の凋落は著しく、新たな成長産業として自動車産業に期待が集まっている。60年代に萌芽を見る自動車産業は、ブット政権下の国有化政策を経て、欧米メーカーが撤退する中、生産活動を地道に継続してきたスズキ、トヨタ、そして、ホンダの日系3社が国内市場を支えている。

独立後も植民地時代からの地主制度の影響が色濃く残り、国内産業の多くは財閥による支配下に置かれ、所得分配の歪な構造は、中間層の成長の阻害要因となり、人口規模の割には魅力的な市場とはなっていない。そのため、自動車産業も政府の期待とは裏腹に、経済を牽引する産業足り得ていないのが実情である。市場規模が小さいため、自動車メーカーに対する設備投資の誘因がなく、成長も鈍い。加えて、技術革新を誘発するような制度もない。

自動車産業は、総じて規制産業である。排出ガス、交通事故など、政府による規制が技術革新、そしてモデル・

チェンジを誘発する可能性があるが、自動車に対する保安基準、排出ガス基準に不備のあるパキスタンには、こうした新技術導入を伴ったモデル・チェンジの誘因が作用しない。そのため、モデル・チェンジが少なく、モデル自体の魅力も乏しいことから、自動車市場が活性化しない、という「負」の循環が作用してきた。

こうした悪循環を断ち、自動車産業の育成を図るべく派遣されているのが、自動車産業振興アドバイザーである。アドバイザーの派遣は、パキスタン政府の産業政策として位置づける「自動車開発政策（ADP）」の策定支援を主たる目的としている。ADPのドラフトには、保安基準・排出ガス基準の導入などの国内制度の整備と、自動車産業に対する優遇策の導入が規定されているが、優遇策については、特定産業を対象とした優遇措置に対する政治的抵抗感、新規投資に対する過度の期待感などから、本来育成対象とされるべき既存メーカー、サプライヤーが蚊帳の外に置かれるなど、本来の産業政策の趣旨から外れた施策案も含まれている。こうした施策案の方向修正と、各施策を具体化するためのロード・マップとアクション・プランの策定が業務である。世界有数の自動車産業を育成した戦後日本の産業政策のエッセンスが、パキスタンの自動車産業の育成に少しでも活かされればと願っている。

◆◆一般財団法人 国際開発センター2015年度事業一覧◆◆

【社会貢献推進事業】

- ◆「アンコールの森」再生支援プロジェクト
 - 現地 NGO「アンコール遺跡の保存と周辺地域の持続的発展のための人材養成支援機構 (Joint Support Team for Angkor Preservation Community Development: JST)」と協働
 - 「アンコールの水環境」再生プロジェクトとして三井物産環境基金より助成
- ◆国際協力 NGO「インパクト評価入門」研修事業（第9回）

【自主研究事業】

- ◆防災教育に係る課題等に関する基礎研究

【国際交流事業】

- ◆マレーシア留学フェアの開催

◆◆株式会社 国際開発センター2015年度事業一覧◆◆

【調査事業】

国際協力機構

- ◆アジア地域 モンゴル・中央アジア・コーカサス-北海道民間連携情報収集・確認調査
- ◆アフリカ地域 基礎教育セクター情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式））
- ◆インドネシア国 平成25年度第1回民間提案普及・実証事業 食品加工における常温保存が可能なレトルト食品製造技術の普及事業
- ◆インドネシア国 業績評価に基づく予算編成能力向上プロジェクトフェーズ2（第1年次）
- ◆インドネシア国 業績評価に基づく予算編成能力向上プロジェクトフェーズ2（第2年次）
- ◆インドネシア国 プロジェクト効果発現のための能力強化に係る情報収集・確認調査
- ◆インドネシア国 官民連携型農業振興活性化支援情報収集・確認調査
- ◆ウガンダ国 カンパラ市交通流管理向上プロジェクト
- ◆エチオピア国 理数科教育アセスメント能力強化プロジェクト（第1年次）
- ◆エチオピア国 理数科教育アセスメント能力強化プロジェクト（第2年次）
- ◆ガーナ国 西アフリカ地域感染症予防体制強化に係る情報収集・確認調査
- ◆カンボジア国 女性の経済エンパワーメント促進プロジェクト詳細計画策定調査（市場調査）
- ◆キューバ国 運輸交通セクター情報収集・確認調査
- ◆ジンバブエ国 貧困削減に資するコミュニティベースド・ツーリズム計画プロジェクト
- ◆スーダン国 カッサラ州基本行政サービス向上による復興支援プロジェクト（第3年次）
- ◆スーダン国 州立職業訓練センターにおける職業訓練システム強化プロジェクト
- ◆スーダン国 州水公社運営・維持管理能力強化プロジェクト
- ◆タイ国 未来型都市持続性推進プロジェクト
- ◆タジキスタン国 甘草生産事業準備調査（BOP ビジネス連携促進）
- ◆タンザニア国 ASDP 事業実施監視能力強化計画プロジェクトフェーズ2（第4年次）
- ◆タンザニア国 よりよい県農業開発計画作りと事業実施体制作り支援プロジェクトフェーズ2（第3年次）

- ◆タンザニア国 よりよい県農業開発計画作りと事業実施体制作り支援プロジェクトフェーズ2（第4年次）
- ◆タンザニア国 ダルエスサラーム都市交通改善能力向上プロジェクト（フェーズ2）（第1期）
- ◆タンザニア国 アルーシャ-ホリリ道路改修事業にかかる追加調査業務
- ◆タンザニア国 ASDP 農業定期データシステム能力強化計画プロジェクト（第1年次）
- ◆中国 中華人民共和国プロジェクト研究「中国における地域総合開発計画調査の成果の評価」
- ◆トルコ国 TRC1 地域における農産品の代替利用促進にかかる能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（農産加工業現状調査）
- ◆ナミビア国 国際物流ハブ構築促進プロジェクト詳細計画策定調査（SADC 経済・物流立国戦略）
- ◆ナミビア国 国際物流ハブ構築促進プロジェクト詳細計画策定調査（産業振興／評価分析）
- ◆ナミビア国 国際物流ハブ構築促進プロジェクト（第1期）
- ◆ニカラグア国 マナグア首都圏土地利用計画・都市計画プロジェクト詳細計画策定調査（環境社会配慮）
- ◆ニカラグア国 マナグア市都市開発マスタープランプロジェクト
- ◆ネパール国 モニタリング評価システム強化プロジェクトフェーズ2（第3年次）
- ◆ネパール国 小学校運営改善支援プロジェクト（フェーズ2）（第2年次）
- ◆ネパール国 小学校運営改善支援プロジェクト（フェーズ2）（第3年次）
- ◆ネパール国 緊急復興支援事業実施支援【有償勘定技術支援】（ファスト・トラック制度適用案件）
- ◆ネパール国 ネパール地震復旧・復興プロジェクト【開発計画調査型技術協力】（ファスト・トラック制度適用案件）
- ◆パキスタン国 自動車産業振興アドバイザー業務（Ⅱ）
- ◆パキスタン国 バンジャブ州上下水道管理能力強化プロジェクト（第1年次）に係る「上下水道事業経営管理（資産管理を含む）／財務・組織運営」業務」
- ◆パキスタン国 バンジャブ州技術短期大学工業系ディプロマ機械学科強化プロジェクト（第1フェーズ）

◆パラグアイ国	農業保険政策・市場分析調査
◆バングラデシュ国	南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査
◆フィリピン国	環状第3号線建設事業準備調査
◆フィリピン国	日本脳炎ワクチン普及促進事業
◆フィリピン国	総合交通計画管理能力向上プロジェクト終了時評価調査（評価分析）
◆ブータン国	橋梁施工監理及び維持管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）
◆ブラジル国	北部地域穀物輸送網整備に関する情報収集・確認調査
◆ベトナム国	工業団地労働者の生活環境改善のための開発計画策定調査
◆ベトナム国	クアンニン省ハロン湾の持続可能なグリーン成長に資する観光振興と環境管理強化のための制度・体制構築支援プロジェクト（詳細計画策定調査支援）
◆ベトナム国	日越大学マスタープラン改訂および民間企業参画促進調査
◆ベトナム国	国会事務局機能にかかる情報収集・確認調査
◆ベトナム国	南部道路・橋梁の交通現況に関する情報収集・確認調査
◆マラウイ国	農業政策モニタリング評価（第1年次）
◆マラウイ国	農業政策モニタリング評価（第2年次）
◆マラウイ国	プロジェクト研究「村落給水における社会的インパクト調査」
◆ミャンマー国	メコン国際幹線道路連結強化事業準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）
◆ミャンマー国	初等教育カリキュラム改訂プロジェクト（第1年次）
◆ミャンマー国	教育政策アドバイザー業務
◆ミャンマー国	ミャンマー国地方都市開発計画整備にかかる情報収集・確認調査
◆モザンビーク国	ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクト（開発調査型技術協力）
◆モザンビーク国	カーボデルガード州橋梁建設計画準備調査
◆ヨルダン国	コミュニティ重視型のペトラ地域観光開発プロジェクト
◆ラオス国	道路維持管理能力強化プロジェクト（フェーズ2）
◆ラオス国	ビエンチャン・ロジスティクスパーク（VLP）事業準備調査（PPP インフラ事業）
◆ラオス国	国道9号線橋梁改修計画準備調査
◆ラオス国	草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）木材関連産業人材育成事業
◆ルワンダ国	キガリ市無収水対策強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）
◆レバノン国	ホストコミュニティ支援（教育分野）に係る情報収集・確認調査（教育行政分析）
◆レバノン国	ホストコミュニティ支援（教育分野）に係る情報収集・確認調査（教育課題分析）
◆全世界	2014年度案件別事後評価：パッケージI-10（パプアニューギニア、ソロモン、中国）
◆全世界	2014年度案件別事後評価：パッケージII-1（中国）
◆全世界	2014年度案件別事後評価：パッケージIII-6（ミャンマー）
◆全世界	基礎研究「人材育成支援無償（JDS）の成果に関する要因分析」
◆全世界	2015年度案件別外部事後評価：パッケージI-1（中国）
◆全世界	橋梁維持管理研修
◆全世界	2015年度課題別研修等事後評価調査・現況調査

◆全世界	2015年度案件別外部事後評価：パッケージIV-6（パキスタン）
◆全世界	プロジェクト研究「ジェンダー主流化支援体制構築（社会セクター等）」
◆東南アジア地域	運輸交通分野の技術協力プロジェクトにおけるモニタリング体制のあり方に関する基礎研究（評価分析）
◆南アジア地域	運輸交通分野の技術協力プロジェクトにおけるモニタリング体制のあり方に関する基礎研究（評価分析）
◆北米・中南米地域	中米地域・ドミニカ共和国におけるJICA協力事例分析業務
◆北米・中南米地域	中米地域物流・ロジスティクスにかかる情報収集・確認調査
◆2014年度及び2015年度案件別事後評価：内部評価支援業務	
◆プロジェクト研究「開発途上国における情報通信技術の適用のあり方に関する調査」	
◆2015年度テーマ別評価「評価結果の横断分析 廃棄物管理・下水道管理分野における実践的なナレッジ教訓の抽出」	
◆2015年度テーマ別評価「評価結果の横断分析 地方行政・平和構築分野における実践的なナレッジ教訓の抽出」	
◆専門家人選・派遣に関するデータ分析及び報告書作成業務	

国際協力機構東京国際センター

◆インドネシア国 国別研修教員養成機関指導者育成コース

外務省

◆平成27年度 ODA 評価「『日本の教育協力政策2011-2015』の評価」調査業務	
◆平成27年度開発援助調査研究業務（「G7コミットメント実施状況調査・評価」）一式	
◆平成27年度「G7伊勢志摩進捗報告書（G7 Ise-Shima Progress Report）」作成にかかる業務委託一式	

アジア開発銀行（ADB）

◆ラオス国	TA8492 LAO Road Maintenance Project
◆カンボジア国	TA8573CAM: Strengthening Secondary Education and Teaching of Math and Science-3

その他機関

◆日本財団	平和大学における平和構築のアジア人専門家の育成事業評価業務
◆日本財団	日中医学協力プロジェクト評価業務
◆（一財）日本国際協力センター	「平成27年度人材育成奨学計画準備調査」に係るアドバイザー業務
◆青山学院大学	平成27年度「海外研修プログラム企画立案・運営管理委託契約」
◆日本評価学会	「第18期評価士養成講座」講師派遣



～途上国の現場から～

ジンバブエ

2000年代後半に歴史に残るハイパー・インフレーションを経験した後、ジンバブエでは日本円を含む9種類の法定通貨が定められています。実際には紙幣は米ドル、硬貨はジンバブエ中央銀行の発行するボンドコインと南アランドが使われています。2015年の夏までは南アランドの対ドルレートは1ドル＝10ランドと計算が簡単であったこともランドが使われる理由でしたが、2015年後半には1ドル＝15ランドまでランドが安くなってしまいました。その結果、最近ではボンドコインが使われるようになってきています。

一般財団法人 国際開発センター (IDCJ)

〒108-0075 東京都港区港南1-6-41 品川クリスタルスクエア12階

TEL: 03-6718-5931 URL: <http://www.idcj.or.jp/>
